

## 6. まとめ

本研修は、必ずしも専門的な研修の受講の機会に恵まれていない食品衛生監視員に、HACCPの考え方に基づく監視指導技術を実際の工場での監視指導演習を繰り返して学ぶ機会を提供するものであり、その効果は本人の業務遂行だけでなく、研修で得たことを同僚に広く説明することや研修で得た知識をもとに周囲からの相談に適切に対応するなど一定の波及効果が得られているものと考えられた。

また、単なる業務の遂行だけでなく、業務展開のための計画策定や業務の質の維持・向上のためにも、研修の成果が生かされている現状も伺える。

本院を受講した研修生は、研修受講で動機付けされ、その後も業務に取り組むための学習を継続していることが伺われる。これら研修修了生は各自治体で他の職員を指導する中堅職員として活躍しており、今後も、フォローアップサービスを提供していきたい。

一方、課題としては、人員削減や予算面等から20日間参加できない中核市等の自治体の監視員の研修が課題である。10日程度に短縮し、全国の各ブロックでの開催を望む声もあった。対EC、対EU輸出水産施設の監視指導演習にはこれらの認定施設が必要で、和光市から出向けて、かつ監視に適している施設は限られていることから、各ブロックで当番自治体を決め、また実際に総合衛生管理製造過程及び対EC、対EU輸出水産施設の監視を行っている厚生労働省の地方厚生局の協力が得られれば、検討の価値がある提案であると考ええる。

また、継続的に参加している自治体とほとんど参加していない自治体があることから、全国同じレベルの食品衛生監視が行われているのか、疑問が残る。ほとんど参加していない自治体のレベルの底上げを今後真剣に考えていかなければならないと考える。

## (5) 食品衛生管理研修

### 1. 回収割合

平成18年度と19年度の受講生は86名であり、派遣元自治体の数は62である。回答は研修受講生から75名（回収割合87%）派遣元自治体から50（回収割合81%）であった。

### 2. 全般的な評価

本研修は派遣元自治体研修生とも8割以上の回答者が現在の業務に役立っていると回答した。また、100%の自治体から職員を研修に派遣したいとの意向が寄せられた。これまで本研修に職員を派遣している自治体は本研修が必要であると認識されていたが、計画的に本研修を活用していない自治体、特に最近設立

された中核市でその傾向が多いことが懸念される。

### 3. 研修へのプラス面での評価

- ・食品の衛生管理に関する最新の専門的知識を習得でき、問い合わせ等において的確に対応できている
- ・業務に密接に関連した研修であり、内容がそのまま業務に反映された。
- ・日常的に現場で指導している内容について、専門知識の裏づけを得ることができたようで、自信を持って指導が行えるようになった
- ・実際の業務遂行において重要なポイントを掴むことができた
- ・全国の食品衛生監視員との間でネットワークが構築でき、情報の収集・伝達が容易になったこと

などのコメントを頂いた。

### 4. マイナス面の評価

- ・自宅からの通学者には、通学に交通が不便
  - ・より実施研修を増やして欲しい
  - ・もっと多くの食品衛生監視員の研修を行って欲しい
- という要望があった。

### 5. 科学院の研修全般への意見

- ・監視員のスキルアップのため重要な研修と考えているので、今後も派遣したい。
- ・今後も最新の知見を取り入れた研修を継続して欲しい
- ・業務に直接反映できるようなカリキュラムにしていきたい。
- ・1ヶ月研修は職場と本人にとって負担だが必要と思う。
- ・1ヶ月研修は予算的に難しいため、2週間程度の短期研修メニューを増やして欲しい。
- ・たくさんの監視員が参加できるよう、テーマ別に短期間の研修を多く実施して欲しい。
- ・研修に参加すると、他の都道府県の状況がどうなっているのか非常に良くわかるところが良い。

などの意見をいただいた。

### 6. まとめ

本研修は、必ずしも専門的な研修の受講の機会に恵まれていない食品衛生監視員に、業務に必要な最新の知識を提供するものであり、その効果は本人の業務遂行だけでなく、研修で得たことを同僚に広く説明することや研修で得た知識をも

とに周囲からの相談に適切に対応するなど一定の波及効果が得られているものと考えられた。

また、単なる業務の遂行だけでなく、業務展開のための計画策定や業務の質の維持・向上のためにも、研修の成果が生かされている現状も伺える。

本院を受講した研修生は、研修受講で動機付けされ、その後も業務に取り組むための学習を継続していることが伺われる。これら研修修了生は各自治体で他の職員を指導する中堅職員として活躍しており、今後も、フォローアップサービスを提供していきたい。

一方、課題としては、予算面等から1ヶ月間参加できない中核市等の自治体の監視員の研修、テーマ別の研修の実施等が課題である。継続的に参加している自治体とほとんど参加していない自治体があることから、全国同じレベルの食品衛生監視が行われているのか、疑問が残る。ほとんど参加していない自治体のレベルの底上げを今後真剣に考えていかなければならないと考える。なお、本研修は今度のリーダー的立場の監視員の養成であるが、一部の自治体からは、食品衛生監視員の初級研修を希望する声もあったが、現在の本院に食品衛生担当者が1名だけでは対応は無理である。

指導的立場の職員の計画的な養成とその位置づけが行政の質の高いサービス提供には重要であることから、自治体での人事管理と本研修が何らかの形でリンクされることが望ましいと考えられる。

食品の安全性の確保は営業者の責務であるが、営業者の食品安全コントロールシステムの検証、効果的な監視指導、計画的な収去検査の実施、食品由来疾患の発生・食品汚染事故等緊急時の対応、食品事業者の自主的な衛生管理の推進を支援する活動王、立ち入り検査時に違反を発見した場合の対応等、様々な分野で自治体の食品衛生監視員による実効的・機能的な活動が求められている。それらを実現するには食品衛生監視員の資質の向上が不可欠であり、その資質向上のための研修の重要性は全国食品衛生主管課長連絡協議会などから従来から指摘されている。しかし、食品衛生監視員向けの体系的な研修システムが確立されていないだけでなく、食品衛生監視員を本院に研修のために派遣できない自治体も少なくないなど研修の必要性の認識が十分とは言えない。その一方、現状でも毎回定員を上回る受講生が参加しており、都道府県等の要望を踏まえ、これ以上研修を充実させるためには職員を増員しなければ対応は困難である。

## (6) 住まいと健康研修

(H18年6月12日～7月7日の4週間、定員20名、受講者27名・派遣元26自治体、